

小泉 純一郎	内閣総理大臣	様
小池 百合子	環境大臣	様
尾辻 秀久	厚生労働大臣	様
石綿関連	所管大臣	様

石綿(アスベスト)問題に関する質問及び要望書

長期にわたってこの間の国の石綿対策が誤ってきた理由として、危険である事実が判明していたのに省庁等の取り組みが遅かった面は確かにあります。その点で第二のH I Vという方もいらっしゃいます。しかしH I Vは旧厚生行政のみの問題でした。石綿がH I Vと異なるのは、問題が多省庁にまたがり、省庁間の連携がない日本の縦割り行政による被害という面と、発症までの期間が30年から40年の長期であることにより、被害が目前に現出しないために、各省庁ともにその場しのぎの対応に終始し、根本的解決を先送りしてきたことにあると思います。

大気の測定でも、今なお労働環境の空気は厚生労働省、外にでると環境省の大気汚染防止法の範囲となり、ビルの内部の空気は学校では文部科学省、民間の建物は国土交通省と縦割りが続いています。総合的な対策がとられない体制が続いています。

このような現状を認識するとき、これからの総合的施策は、行政に全てを任せるのではなく、当事者やNPOの参加が、どうしても必要不可欠であると私たちは考えます。

私たちは、当事者団体として、アスベストの安全な除去と予防の対策、そして被害者への救済を求めて、この間の長年の経験を基に、以下の点について質問及び要望書を提出いたします。

1. 省庁が互いの縄張りを侵さない事を前提に施策を考えると、今後の石綿(アスベスト)問題の解決はありえません。アスベスト問題の解決のための総合的且つ、一本化された担当部署を作ってください。
2. 私たち、中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会、中皮腫・じん肺・アスベストセンターは、石綿(アスベスト)の問題が解決するまで、総合的且つ一本化された担当部署との話し合いを続けたいと思います。その事をご了承いただきたいと思います。
3. 厚生労働省は、石綿関連疾患の診断と治療に、全力をあげて取り組んで下さい。犠牲者10万人とさえ言われる人の生命を思うと、重大かつ緊急

課題であるといわざるを得ません。そこで、ベメトレキセド（アリムタ）の審査期間をH I V治療薬並みに短縮し、一日でも早い承認を望みます。

4. 検討されている「救済制度」について要望します

- ①中皮腫の原因に関わりなく、全ての中皮腫患者を等しく救済してください。
- ②救済制度では、因果関係を問うことなく、中皮腫であることは、イコールアスベスト暴露による被害者であることを認めてください。
- ③労働災害によるアスベスト暴露被害者の内、中皮腫の被害者には、半永久的に時効を凍結してください。
- ④中皮腫という診断が下された患者の医療情報について、現在各医療機関の手元にある医療情報は、最終診療から5年の保管義務規定を更に延長し、今後20年程度の保管義務を課してください。

5. N C I の様に、厚生労働省内にがん生存者対策室をつくり、患者の生活の質やケアを考える部署を設置して下さい。また、がん患者情報センターを是非つくって下さい。

6. 文部科学省は、学校等所管の建物内のあらゆる吹付け石綿(アスベスト)等について、自治体からの情報を集約し過去の情報をすべて開示してください。石綿(アスベスト)の濃度測定にあたっては、窓を閉めて日常活動が行われている際の条件での測定を必ず行うようにしてください。

7. 国土交通省は、吹きつけ石綿(アスベスト)のあらゆる種類について、業者からの詳細な吹き付けの実態調査、吹きつけ量の年代と把握、様々な建物内の石綿(アスベスト)濃度測定を行ってください。全ての建物について一切規模要件のない調査を実施してください。調査の結果を踏まえ、様々な建物の吹きつけ石綿(アスベスト)について、危険度に応じた除去時期を明確にした法改正を実施してください。
今後生じる建物による被災者には、労災補償同等の保障を実施してください。

8. 環境省は、大気汚染防止法を改正し、石綿(アスベスト)工場の敷地境界基準ではなく、石綿(アスベスト)の環境基準をさだめてください。

9. 経済産業省窯業建材課は、石綿(アスベスト)関連企業の石綿(アスベスト)関連商品及び代替化に関する全情報を公開されたい。

10. 吹きつけアスベストの調査を本年中に改善し、全省庁共通のマニュアルを作成し、来年度以降充実した調査を実施していただきたい。

吹付け石綿(アスベスト)等には多数の種類がありますが、実態調査と事前の濃度測定がなされない中で、省庁でばらついた通達による調査が、調査員の十分な研修と理解が保障されない中で実施されてしまいました。

今年の調査は対策の始まりで、来年度にむけて、本年度中に吹きつけ石綿(アスベスト)実態調査を実施し、成分分析と石綿(アスベスト)濃度測定を実施する。全省庁共通の吹きつけ石綿(アスベスト)実態調査マニュアルを作成、来年度のある時期か調査員研修を実施、石綿(アスベスト)の分析機関の確保し、調査員の人数と研修が終了したところで、建築基準法改正等の進行を考慮しつつ、来年度国、自治体、民間の規模要件をとわない石綿(アスベスト)調査を実施する。

11. アスベスト濃度測定を十分実施することで、国民の不安を解消してください。

石綿(アスベスト)関連疾患のリスクは、吸入濃度と吸入時間と吸入後から現在までの時間により決定されます。建物の改築・解体現場(厚生労働省)、建物内の他の箇所(国土交通省・文部科学省・その他)、大気(環境省)が連携した石綿(アスベスト)濃度分析を、今後数年間かけて実施する。様々な飛散防止対策に応じた条件で、測定を繰り返しモニターを持続する。

石綿(アスベスト)含有建材の中でも、経年劣化が指摘されている建材、波型スレートやを多くの国民が不安を感じる石綿(アスベスト)製品をアンケート調査し、信頼できる分析機関により、信頼できる複数の動作および使用条件での、石綿(アスベスト)濃度測定を実施する。

2005年10月7日

中皮腫・じん肺・アスベストセンター
〒136-0071 東京都江東区亀戸 7-10-1 Zビル 5階
電話番号：0120-117-554 FAX：03-3637-5052
代表 名取雄司

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会
〒136-0071 東京都江東区亀戸 7-10-1 Zビル 5階
電話番号：0120-117-554 FAX：03-3637-5052
世話人 斉藤文利
info@chuuhishu-family.net